

4月18日及び19日の「汚染焼却灰を無許可業者が運搬」という新聞報道について

1 運搬業務を委託した経緯等についての要旨

(1) 手賀沼流域下水道終末処理場内の一時保管場所へ平成24年12月21日から搬出可能。本市でも平成25年1月8日からの搬出を予定。

(2) 運搬業者を選定するにあたっての前提条件

① 市内業者に委託すること

② 廃棄物処理法上、一般廃棄物の収集運搬において青ナンバー(許可業者)、白ナンバーの要件はないこと

③ 環境省、平成14年に市町村が一般廃棄物の収集運搬を委託する際、青ナンバー、白ナンバーの確認する必要はないという見解を示していること

④ 指定廃棄物関係ガイドラインに示されているウイング車両を使用すること

(3) 1月末頃、我孫子市の周辺住民の方から白ナンバーでの運搬はおかしいのではないかとの意見あり。

2月1日に松戸市・柏市・流山市の3市で環境省に確認。

「廃棄物処理法では、白ナンバー、青ナンバーの要件はなく、これまでの運用に変わりはない。他の法律(運送業)に関することについては、他の所管省庁に問い合わせること」という見解。

(4) 環境省に4月18日に新聞報道された記事の内容の真偽を問い合わせる。合わせて環境省の見解も再度求める。

(5) 4月24日に環境省から回答。

① 廃棄物処理法上、一般廃棄物の収集運搬において、貨物自動車

運送事業法の許可を求めていること。

②貨物自動車運送事業法の許可が必要か否かについては、同法を所管する国土交通省において判断すべきものであること。

③当省の担当者が、勉強不足という旨の発言をした事実は一切ないこと。

(6)本市では、廃棄物処理法を遵守して運搬を実施したものであるが、国交省では今回のケースを踏まえ、環境省と簡便な許可などを含めて調整したいとしていることから、国の動向を注視していく。

(7)我孫子市の住民の方々には、焼却灰の搬入についてご心配をおかけしている。その搬送については配慮していきたい。